

鹿児島市健康増進法施行細則

平成 15 年 8 月 8 日

規則第 60 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。)の施行に関し、法、健康増進法施行令(平成 14 年政令第 361 号)及び健康増進法施行規則(平成 15 年厚生労働省令第 86 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(書類の経由)

第 2 条 法及びこの規則の規定により市長を経由して厚生労働大臣に提出すべき書類又は市長に提出すべき書類は、保健所長を経由して提出しなければならない。

(特定給食施設の届出)

第 3 条 法第 20 条第 1 項の規定による届出は、特定給食施設設置届(様式第 1)による。
2 法第 20 条第 2 項の規定による届出のうち、変更の届出は特定給食施設届出事項変更届(様式第 2)に、事業の休止又は廃止の届出は特定給食施設事業休止(廃止)届(様式第 3)による。
3 法第 20 条第 2 項の規定により事業の休止の届出をした者は、その事業を再開したときは再開の日から 1 月以内に、特定給食施設事業再開届(様式第 4)を市長に提出しなければならない。

(栄養管理報告書の提出)

第 4 条 法第 20 条第 1 項に規定する特定給食施設の設置者又は管理者は、毎年 10 月に実施した給食について、栄養管理報告書(様式第 5)をその翌月 15 日までに、市長に提出しなければならない。

(その他の給食施設)

第 5 条 市長は、その他の給食施設(特定かつ多数の者に継続的に 1 回 50 食以上又は 1 日 100 食以上の食事を提供する施設であつて、特定給食施設以外のものをいう。)の設置者又は管理者に対し、栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときには、特定給食施設に準じて必要な書類の提出を求め、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

(管理栄養士配置施設の指定通知)

第 6 条 法第 21 条第 1 項の規定による指定は、管理栄養士必置指定通知書(様式第 6)により、法第 20 条第 1 項に規定する特定給食施設(以下「特定給食施設」という。)の設置者に通知することにより行うものとする。

- 2 市長は、前項の指定をした特定給食施設が省令第7条の規定に該当しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。この場合においては、管理栄養士必置指定取消通知書（様式第7）により、当該特定給食施設の設置者に通知するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年1月4日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島市健康増進法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

付 則(平成27年7月15日規則第78号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の鹿児島市健康増進法施行細則に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市健康増進法施行細則に規定する様式により作成された書類とみなす。

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の鹿児島市健康増進法施行細則に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市健康増進法施行細則に規定する様式により作成された書類とみなす。